

今年度の改正・ 来年度の改正の留意点

〈資料2〉

税理士法人 カインズ

代表社員・税理士 北秋 勝己

平成24年10月14日

主催：全国司法書士女性会

身近にいますか？資産対策のパートナー

専門のノウハウと幅広いネットワーク！

『会計事務所』だからこそできる資産対策のご提案・アドバイスがあります。
事前のご相談が資産対策の成功につながります。お気軽にご相談ください。

■商号 税理士カインズ

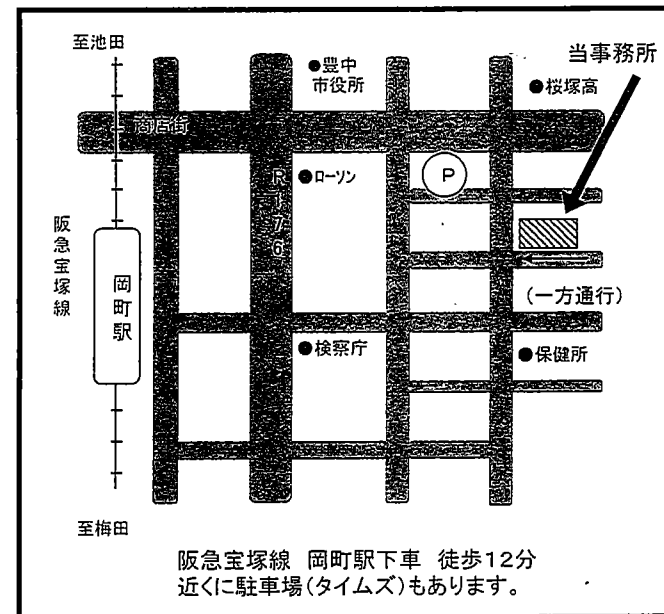
■所在地 〒561-0881
大阪府豊中市中桜塚4-9-38
ユタカマンション1F

TEL 06-6856-0424

FAX 06-6856-2087

MAIL kitaaki@tkcnf.or.jp

HP <http://www.kinds.or.jp>



本パワーポイント内に掲載されているマークの意味

H23.6

平成23年6月22日に成立した項目

H23.11

平成23年11月30日に成立した項目

H24

平成24年改正

復興

復興財源税制で成立した項目

大企業

主に大企業や上場企業が対象になると考えられる項目(中小企業等には適用されないということではありません)

[平成23年度～24年度税制改正項目一覧]

	H23年度税制改正		復興財源税制での成立 H23.11.30	H24年度税制改正 H24.3.30	「一体改革」での 検討対象	備考
	H23.6.22 成立	H23.11.30 成立				
法人税率の引下げ		○				
欠損金の利用制限と繰越期間の延長		○				
定率法の償却率の縮減		○				
試験研究費の 税額控除	総額型20%→30%	○				H23.3末で廃止予定 がH24.3まで延長
	増加型・高水準型			○		
雇用促進税制の創設	○					
寄付金の損金算入限度額の引下げと拡充		○				
貸倒引当金制度の縮減		○				
グループ法人税制の見直し	○					
グリーン投資減税の導入	○					
外国税額控除の適正化	○					
移転価格税制の見直し	○					
耐用年数の短縮特例の見直し	○					「会計上の変更及び 誤謬の訂正に関する 会計基準」の導入に 伴う改正
陳腐化償却制度の廃止	○					
確定申告書等の必要添付書類の追加	○					
復興特別法人税		—				
特定資産の買換え特例		—		○		
過大支払利子税制の導入		—		○		
国外財産調書制度の創設		—		○		

[平成23年度～24年度税制改正項目一覧]

	H23年度税制改正		復興財源税制での成立 H23.11.30	H24年度税制改正 H24.3.30	「一体改革」での 検討対象	備考
	H23.6.22 成立	H23.11.30 成立				
所得税	給与所得控除額の引下げ等		未成立	○		
	役員退職金課税の見直し		未成立	○		
	成年扶養控除の見直し		未成立		○	
	上場株式等の配当および譲渡益10%軽減税率の2年延長	○				
	復興特別所得税	-		○		
	省エネ住宅の住宅ローン控除の割増特例措置	-		○		
	交通用具使用者の通勤手当rの非課税特例の廃止	○				
相続税	相続税の基礎控除、税率構造の見直し		未成立		○	
	死亡保険金に係る相続税の非課税の見直し		未成立		○	
	贈与税の見直し		未成立		○	
	非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度の範囲の見直し	○				
	連帯納付義務の通知と利子税の課税	○				
	連帯納付義務の解除	-		○		
	住宅取得等資金の贈与に係る非課税特例の見直し	○		○		
	農地等に係る贈与税納税猶予を適用している場合の特定貸付等の特例	-		○		

[平成23年度～24年度税制改正項目一覧]

		H23年度税制改正		復興財源税制 での成立 H23.11.30	H24年度税制改 正 H24.3.30	「一体改革」 での 検討対象	備考
		H23.6.22 成立	H23.11.30 成立				
消費 税	免税事業者の要件厳格化	○					
	仕入税額控除の95%ルールの見直し	○					
	消費税率の段階的引き上げ		—			○	
	給付付き税額控除		—			○	
そ の 他	納税者権利憲章の制定	未成立					
	税務手続きの明確化 (税務調査時の事前通知等)		○				
	更正の請求期間の延長		○				公布の日以後に法定申 告期限が到来するもの について適用
	当初申告要件の廃止		○				
	白色申告者の記帳義務化		○				
	事前照会に対する文書回答の見通しの早 期連絡、照会内容の公表延期期間の延長	未成立					
	法定調書の光ディスク等による提出義務の創設	○					
	退職所得に対する住民税の 10%税額控除の廃止		○				
	給与支払報告書等の光ディスク等による 提出義務の創設		—		○		
	車体課税の一部見直し		—		○		
	固定資産税の住宅用地の軽減特例の 一部廃止		—		○		H24年通常国会に法案 提出済み、審議中。
社会保障・税の共通番号制度		—					
寄 付 金	寄付金税制の拡充(税務控除制度の新設)	○					
	震災関連寄付金の新設		—				H23.4成立

II 法人税関連

H23.11

復興

Q1 法人税率の引下げと復興特別法人税

	改正前		改正後		復興増税期間	
	年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下
資本金の額または出資金の額が1億円超である普通法人	一律30% 実効税率 ^{※1} 40.69%	一律25.5% 実効税率 ^{※1} 35.64%	一律28.05% 実効税率 ^{※1} 38.01%	一律25.5% 実効税率 ^{※1} 35.64%	一律28.05% 実効税率 ^{※1} 38.01%	一律20.9% 実効税率 ^{※1} 24.2%
資本金の額または出資金の額が1億円以下である普通法人	一律30% 実効税率 ^{※1} 40.69%	一律25.5% 実効税率 ^{※1} 35.64%	一律28.05% 実効税率 ^{※1} 38.01%	一律25.5% 実効税率 ^{※1} 35.64%	一律28.05% 実効税率 ^{※1} 38.01%	一律20.9% 実効税率 ^{※1} 24.2%
「通常の一般社団法人等」 「持分の定めない医療法人等」	30%	25.5%	28.05%	19%	15%	16.5%
「一般社団法人等」 「非営利性が徹底された一般社団法人等」 「公益社団法人等」	30%	25.5%	28.05%	19%	15%	16.5%
人格のない社団等						
公益法人等、協同組合等(単体) および特定の医療法人(単体)	22%	19%	20.9%	18%	15%	16.5%
協同組合等(連結) および特定の医療法人(連結)	23%	20%	22%	19%	16%	17.6%
特定の協同組合等の特例税率 (年10億円超) ^{※3}	26%	22%	24.2%			

Ⅱ 法人税関連

H23.11

Q2 欠損金の利用制限と繰越期限の延長

対象となる繰越欠損金

繰越控除の対象となる繰越欠損金は従前と変わりなし。

欠損金の繰越期間の延長

- ・7年から9年に延長
- ・その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件

大企業 欠損金の繰越控除は当年度所得の80%相当額に制限

中小法人等以外の企業では100分の80相当額が繰越控除限度額。

Ⅱ 法人税関連

Q3 特定の資産の買換え特例

該当要件

- (1) 既成市街地等内からそれ以外の地域への買換え(1号買換)。
- (2) 国内にある事業用の土地等や建物を平成23年12月31日までに譲渡して、国内にある土地等、建物または機械装置を取得する場合(9号買換)。

改正内容

- (1) 適用期限が平成26年12月31日まで延長(法人の1号買換については平成26年3月31日まで)。
- (2) 9号買換については要件が厳格化。

Ⅲ 国際課税関連

H24

Q4 国外財産調書制度の創設

国外財産調書の提出の概要

その年の12月31日現在で5,000万円を超える国外財産を有する居住者は、財産の種類数量価額等を記載した「国外財産調書」を翌年3月15日までに提出しなければならない。

罰則規定等

(1) 国外財産支払調書の提出がある場合

提出があった財産にかかわる所得税・相続税について、申告漏れまたは無申告があった場合・・・過少申告加算税・無申告加算税を5%減額

(2) 国外財産支払調書の提出がない場合

提出がない財産にかかわる所得税について、申告漏れまたは無申告があった場合・・・過少申告加算税・無申告加算税を5%加算

(3) 国外財産調書の不提出・虚偽記載があった場合

1年以下の懲役または50万円以下の罰金とし、情状免除規定を創設

IV 所得税関連

Q5 平成23年度税制改正法案の成立状況

上場株式等の配当および譲渡益10%軽減税率(成立事項)

- ・適用期限が平成25年12月31日まで2年延長。
- ・配当の軽減の対象とならない大口株主の保有割合引下げ。

成年扶養控除の見直し(未成立)

「社会保障と税の一体改革」における検討対象となり先送り。

給与所得控除額の引下げ等(未成立)

平成24年度改正項目⇒Q12に詳細

役員退職金課税の見直し(未成立)

平成24年度改正項目⇒Q13に詳細

IV 所得税関連

復興

Q6 復興特別所得税

復興特別所得税の計算方法

各年分の所得税に係る基準所得税額を課税の対象として、その基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算。

復興特別住民税の概要

改正前：年額4,000円

改正後：年額5,000円（道府県民税1,500円、市町村民税3,500円）

適用期間

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの25年間の各年。
復興特別住民税は、平成26年度から平成35年度までの10年間。

IV 所得税関連

Q7 給与所得控除額の引下げ等

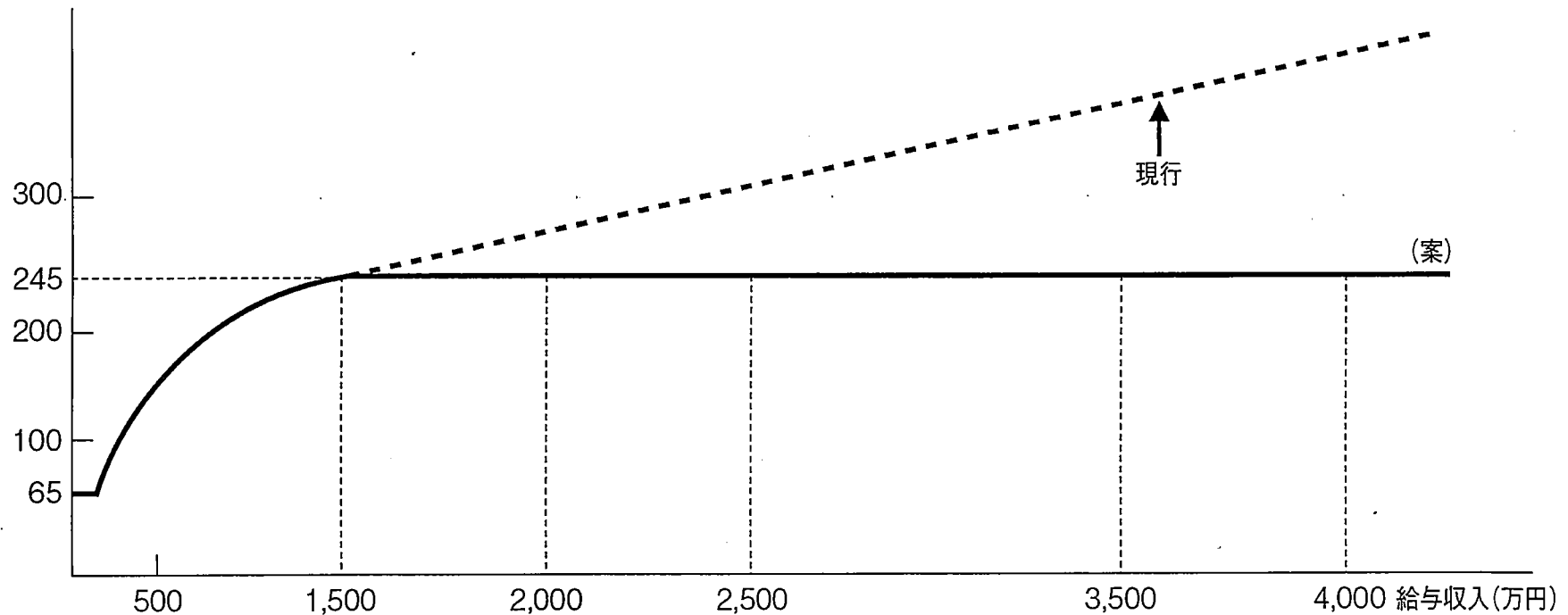
給与所得控除額の引下げ

25年度分以後(住民税26年度分以後)

給与収入金額が年1,500万円を超える場合について、給与所得控除

245万円が上限となる。

給与所得控除(万円)



IV 所得税関連

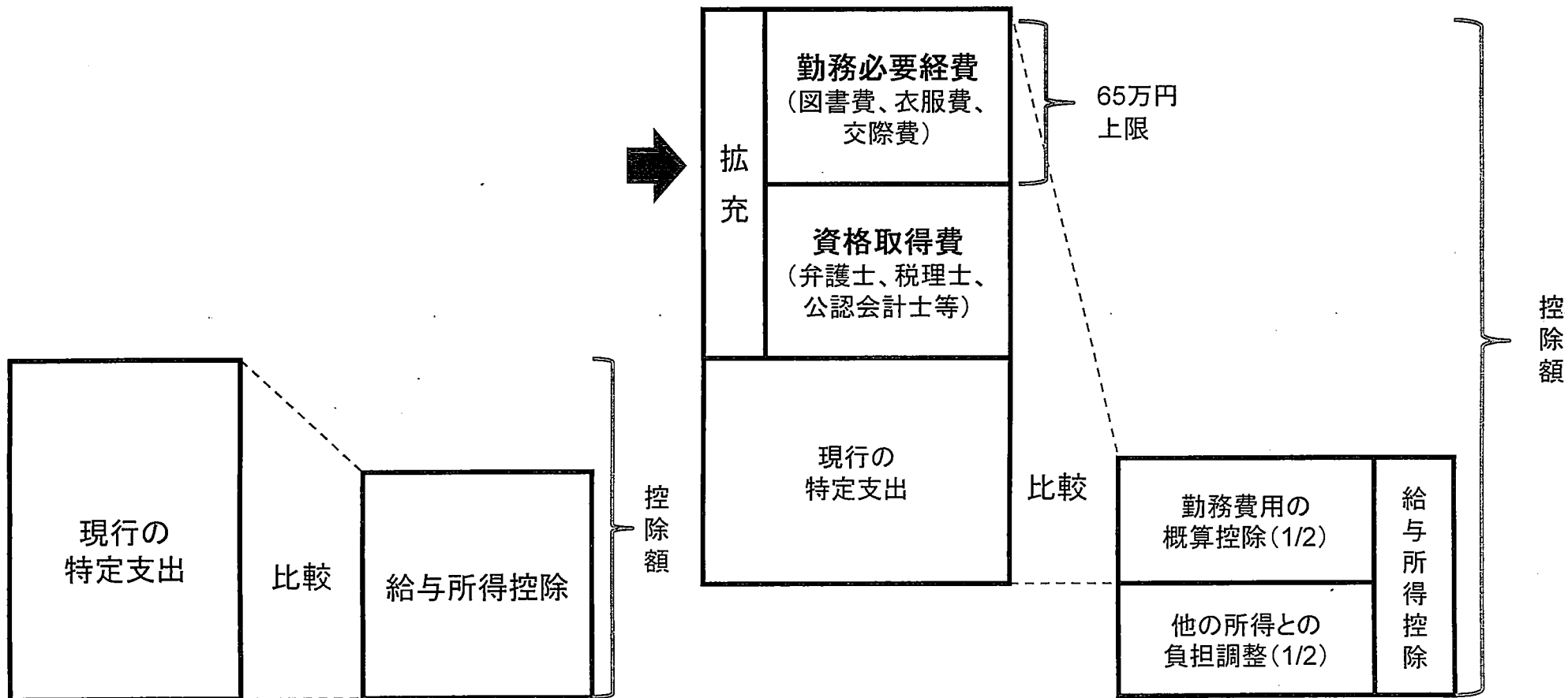
Q7 給与所得控除の引下げ等

特定支出控除の改正

25年分(住民税26年分)

【現行】

【改正】



IV 所得税関連

Q8 役員退職金課税の見直し

退職所得の計算方式

25年度分以後(住民税26年度分以後)

ほかの所得と区分して次により分離課税

(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額



勤続年数20年以下 1年につき40万円
勤続年数20年超の部分 1年につき70万円

【改正】
勤続5年以下の役員等については廃止

退職所得の金額 × 税率
= 所得税額



課税所得金額	税率	課税所得金額	税率
195万円以下	5%	900万円以下	23%
330万円以下	10%	1,800万円以下	33%
		下	
695万円以下	20%	1,800万円超	40%

V 相続税・贈与税関連

Q9 非上場株式等の納税猶予制度の範囲の見直し

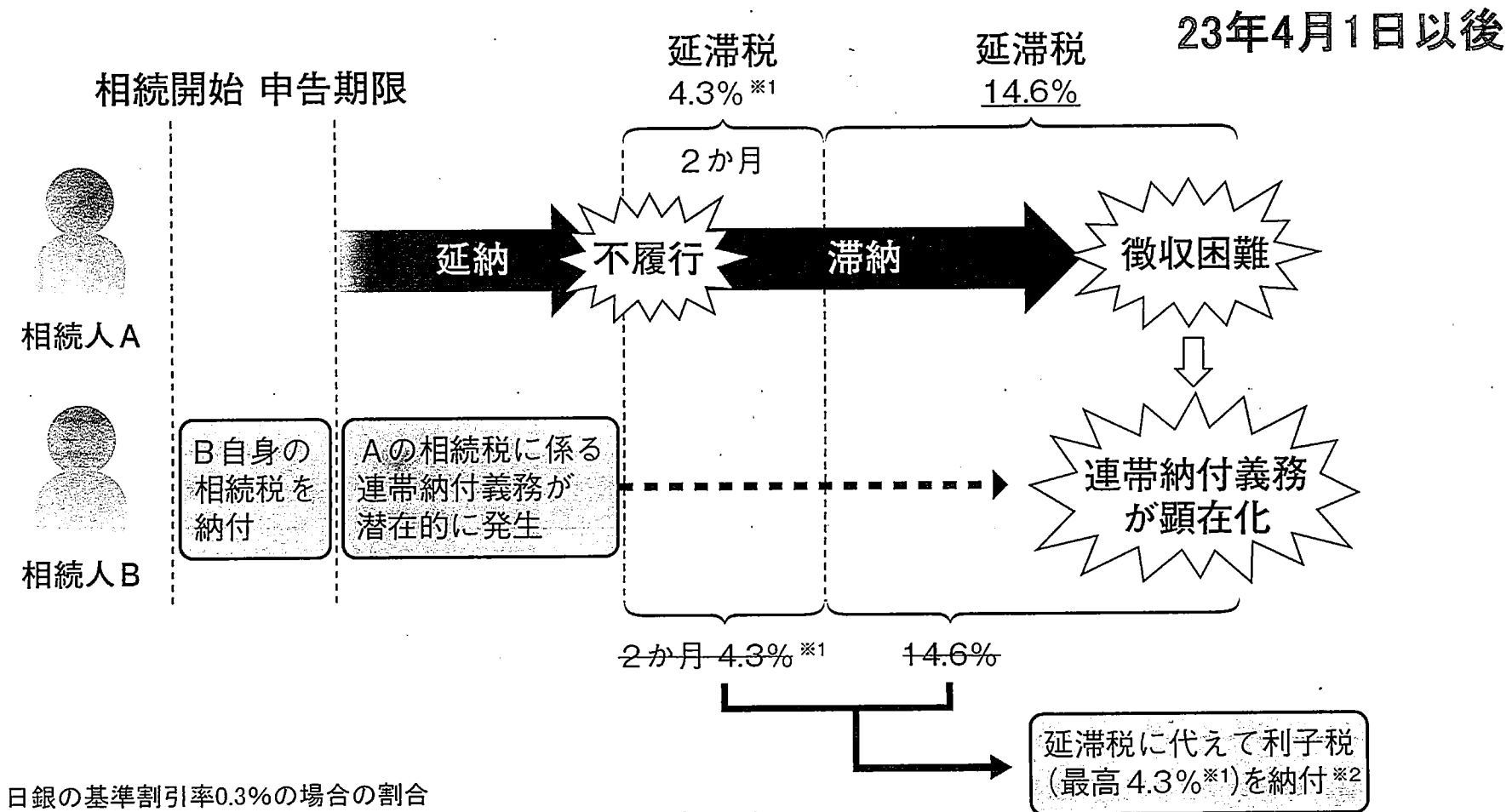
特別関係会社の範囲

改正前	改正後
<p>特別関係会社のうち次に掲げる者により、その株式等を直接または間接に保有される会社</p> <p>(1) 認定会社</p> <p>(2) 認定会社の代表権を有する者</p> <p>(3) 認定会社の代表権を有する者の親族</p> <p>(4) 認定会社の代表権を有する者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>(5) 認定会社の代表権を有する者の使用人</p> <p>(6) 認定会社の代表権を有する者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者</p> <p>(7) (4)、(5)、(6)と生計を一にするこれらの者の親族</p>	<p>特別関係会社のうち次に掲げる者により、その株式等を直接または間接に保有される会社</p> <p>(1) 認定会社</p> <p>(2) 認定会社の代表権を有する者</p> <p>(3) 認定会社の代表権を有する者と<u>生計を一にする親族</u></p> <p>(4) 認定会社の代表権を有する者と特別の関係がある者</p>

V 相続税・贈与税関連

Q10 連帯納付義務に関する制度の見直し

一定の要件の下、延滞税に代えて利子税を納付



※1 日銀の基準割引率0.3%の場合の割合

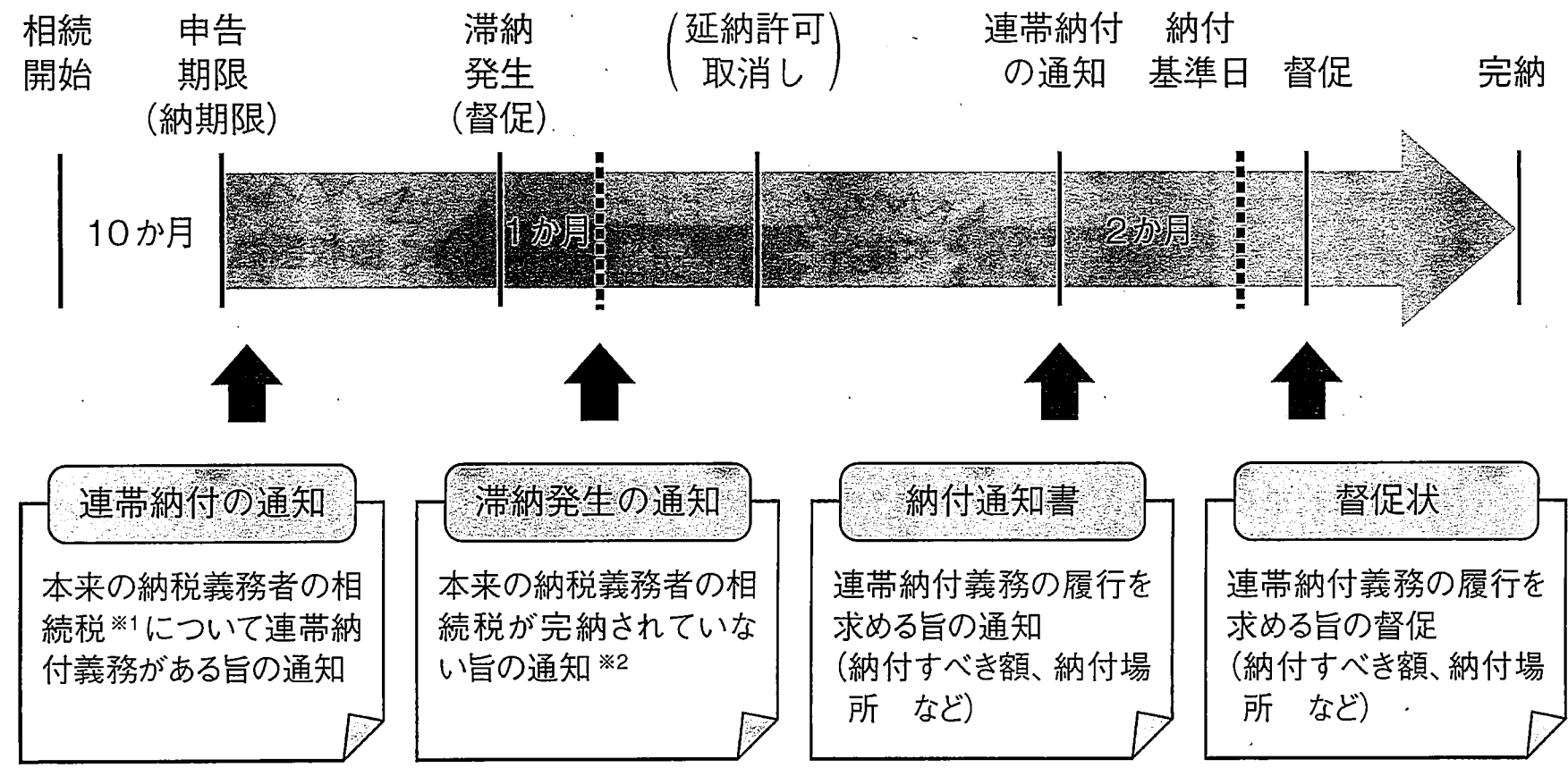
※2 連帯納付義務者に帰責事由がある場合には、上記の措置の適用はない。

(出典:財務省「平成23年度税制改正の解説」)

V 相続税・贈与税関連

Q11 連帯納付義務に関する制度の見直し

〔連帯納付義務者に対して連帯納付義務の履行を求める場合の手続き〕



※1 延納申請、物納申請の各税額がある場合
 ※2 本来の納税義務者への督促から1月以内に完納されない場合

(出典:財務省「平成23年度税制改正の解説」)

V 相続税・贈与税関連

Q12 住宅取得等資金の贈与に係る非課税特例の適用対象拡大

適用対象となる住宅取得等資金の範囲の拡大

住宅の新築(住宅取得等資金の贈与を受けた年の翌年3月15日までに行われるものに限る。)に先行してその敷地用の土地等を取得するための資金が追加。

適用時期

平成23年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税から適用。

V 相続税・贈与税関連

Q13 連帯納付義務の解除

概要

次の場合には連帯納付義務が解除される。

- ① 申告期限等から5年を経過した場合
- ② 納税義務者が延納または納税猶予の適用を受けた場合

適用時期

平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用される。ただし、同日において滞納となっている相続税についても同様の取扱い。

VI 消費税関連

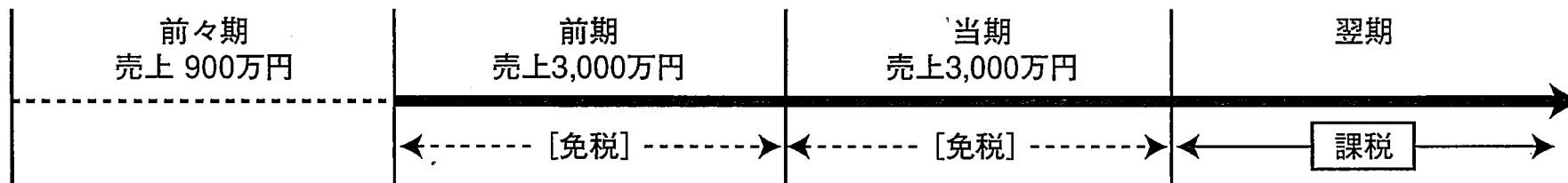
H23.6

Q14 免税事業者の要件の厳格化等

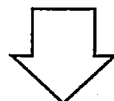
改正の概要

25年1月1日以後に開始する事業年度(個人は25年度)

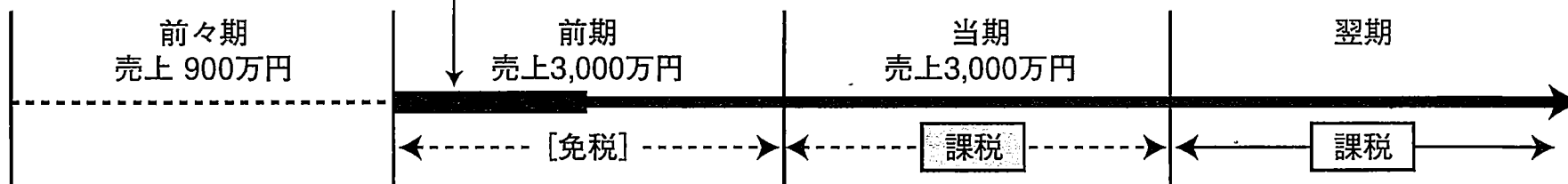
改正前



当期の扱いは前々期の課税売上高のみで判定
⇒前期に売上が急増しても、課税事業者となるのは翌期から



改正後



1,000万円を超えることが期の途中で明らか

VI 消費税関連

H23.6

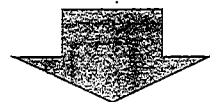
Q15 仕入税額控除の95%ルールの見直し

95%ルールの見直し

改正前

非課税売上高に対応する課税仕入については、仕入税額控除を認めないのが原則。

ただし、売上のほとんど(95%以上)が課税売上の場合は、すべての課税仕入について仕入税額控除を認めている(いわゆる「95%ルール」)。



改正後

この95%ルールの対象者を中小事業者(1年間の課税売上高が5億円以下の事業者)に限定。

適用開始時期

平成24年4月1日以後開始する課税期間より適用。

VII その他の改正

H23.6

H23.11

Q16 その他の税制改正の成立状況

平成23年6月成立のもの

(1)法定調書の光ディスク等による提出義務の創設

平成23年11月成立のもの

- (1)税務手続きの明確化
- (2)更正の請求期間の延長
- (3)更正の請求範囲の拡大
 - ①当初申告要件の廃止
 - ②控除額制限の見直し
- (4)白色申告者の記帳義務化

社会保障・税一体改革素案について

(1) 消費税について

平成26年4月1日以後 — 8% (内、地方消費税率1.7%)
平成27年10月1日以後 — 10% (内、地方消費税率2.2%)

(2) 所得税について

(3) 金融所得課税について

(4) 法人税について

(5) 資産税について

(6) マイナンバー制度について